

令和8年度 沖縄県子ども医療電話相談事業運営委託業務企画提案公募要領

この公募は、令和8年度当初予算の可決を前提とした年度開始前の事前手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととなる。

1 事業趣旨

沖縄県子ども医療電話相談事業の実施にあたり、県民の利便性の向上及び事業効果の増大を図るため、企画提案をプロポーザル方式により広く募集し、本県に設置する「沖縄県子ども医療電話相談事業運営委託候補者選定に係る審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において総合評価を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名 沖縄県子ども医療電話相談事業
- (2) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務内容 沖縄県子ども医療電話相談事業の実施

※別添「沖縄県子ども医療電話相談事業運営委託業務企画提案仕様書」
(以下、「仕様書」という。)に示す内容を満たした上で、実施体制等について提案すること。

- (4) 提案上限額 11,500,000円(うち、消費税及び地方消費税1,045,455円)

※当該金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

3 応募資格

企画提案する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(以下「令」という。)(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - 地方自治法施行令第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 沖縄県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 過去3年間に地方公共団体からの類似の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び管理能力を有するとともに県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

4 応募の手続

(1) 公募要領等の配布

沖縄県ホームページ掲載により配布に代える。

ア 掲載期間 令和8年3月6日(金)まで

イ 沖縄県ホームページの「公募・入札発注情報」欄に掲載

(2) 企画提案募集に係る質問事項

質問がある場合は、次のとおり行うこと。

ア 提出書類 質問書【様式2】

イ 提出締切 令和8年2月27日(金)17:00まで

ウ 提出方法 担当者あて電子メールで提出すること。

エ 回答方法 令和8年3月3日(火)までに沖縄県HPへの掲載により行う。

(3) スケジュール【予定】

ア 企画公募開始 令和8年2月20日(金)

イ 質問締切 令和8年2月27日(金)17:00

ウ 回答をホームページに掲載 令和8年3月3日(火)

エ 企画提案書提出締切 令和8年3月6日(金)12時必着

オ 審査委員会(WEB可) 令和8年3月11日(水)10:00~12:00【予定】

カ 審査結果通知 令和8年3月16日(月)【予定】

キ 契約締結 令和8年3月31日(火)【予定】

ク 業務開始 令和8年4月1日(水)【予定】

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和8年3月6日(金)12時必着

イ 提出書類

① 企画提案応募申請書 1部【様式1】

② 仕様書回答書 7部【様式3】

③ 企画提案書 7部【任意様式】

④ 経費見積書 7部【様式4】

⑤ 会社概要 7部【任意様式】

⑥ 類似業務の実績書 7部【様式5】

⑦ 業務担当予定者の名簿 7部【様式6】

⑧ 誓約書 1部【様式7】

⑨ システム概要図 7部【任意様式】

ウ 提出方法

提案者が事務局に持参又は書留等到着が確認できる送達方法とする。ただし、郵送の場合は、提出期限までに確実に届くようにすること。

(5) 企画提案書の仕様

企画提案書は別添仕様書に沿った内容及び体裁等とすること。

5 無効

次の要件のいずれかに該当する場合には、無効となる場合がある。

ア 上記3の応募資格がない者が企画提案書を提出した場合

イ 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限が遵守されない場合

- ウ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 企画提案書に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合
- オ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- カ 仕様書に示した企画提案に関する要件に該当しない場合
- キ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続の申立てがなされた場合
- ク 予算の規模を超えた経費見積書が提出された場合

6 企画提案書の審査

(1) 選定方法

仕様書回答書、企画提案書、経費見積書及び類似業務の実績書その他提出書類により、審査委員会にて総合評価を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(2) 評価項目

- ア 提案内容
- イ 経費見積
- ウ 業務の実績

(3) 審査委員会 令和 8 年 3 月 11 日(水)10:00～12:00 【予定】

提案者より、企画提案書に関するプレゼン(10 分)を行う。その後、審査委員より質疑応答(約 10 分)を設ける。

審査委員会において、提案書の内容や経費見積等について、総合的な観点から審査し、提案内容等の優れた順で順位をつける。

※ 選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

※ 審査委員会は非公開で行い、審査の経過状況、点数及び順位等に関する問い合わせには応じない。

(4) 審査結果通知

- ア 令和 8 年 3 月 16 日(月)(予定)
- イ 通知方法は電子メールとする。

※ 審査委員会により選定した者が辞退した場合、又は委託契約に関する協議が整わなかつた場合には、次点の者を繰り上げて選定できるものとする。

7 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の規定に該当する場合は免除とする。

○ 沖縄県財務規則

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した事実を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(以下省略)

8 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成等に要する費用は応募者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、その他不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとる場合がある。

9 問い合わせ先

沖縄県保健医療介護部医療政策課

担当者：島袋

所在：〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

FAX：098-866-2111

TEL：098-866-2714

E-mail：aa090603@pref. okinawa. lg. jp